

項目	内容
協定名称	大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業 直接協定書
締結日	令和6年(2024年)3月29日
契約主体	大阪府、大阪市、株式会社三菱UFJ銀行(融資金融機関全体の代理人)、大阪 I R 株式会社
目的	区域整備の意義・目標の達成、IR事業遂行における融資の必要不可欠性、事業継続の重要性等に鑑み、事業継続に懸念が生じるような事態が発生した場合の対応方法等を定めるもの。
通知・情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> 府・市・金融機関における相互の通知・情報提供・誠実協議等の義務 など 【府・市】 認定不更新・取消申請、是正措置要求、損害賠償等請求、補償協議 等 【金融機関】 期限の利益喪失、重大悪影響事象、損害賠償等請求、期限前返済 等
担保権の設定 【金融機関】	<ul style="list-style-type: none"> SPC株式、事業関連契約、IR施設への担保権設定に係る府市の承諾
担保権の実行 【金融機関】	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関における期限の利益喪失・担保権実行の判断 府・市への事前通知・協議義務、協議期間中の期限利益喪失・担保権実行の制限 事業継続のための担保権実行 事業承継先等(府・市提案も可)についての府・市からの事前承諾の取得義務 承諾までの期限利益喪失・担保権実行の制限
実施協定等の解除 【府・市】	<ul style="list-style-type: none"> 府・市における実施協定等の解除等 金融機関への事前通知・協議義務(府市の解除権行使は原則制限されない)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 地位の承継 法令等に基づく手続等の履践 秘密保持義務等 等